

各 位

2022年7月26日

会 社 名 グローリー株式会社
代 表 者 代表取締役社長 三 和 元 純
本 社 所 在 地 兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
コ ー ド 番 号 6 4 5 7
上 場 取 引 所 東証プライム
決 算 期 3月
問 合 せ 先 経営戦略本部 コーポレートコミュニ
ケーション部長 南 山 隆 敏
T E L (0 7 9) 2 9 4 - 6 3 1 7

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、2022年6月27日付で金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき関東財務局に提出済みの2022年3月期「内部統制報告書」において、開示すべき重要な不備があり財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、連結子会社であるグローリーサービス株式会社(以下「当該子会社」という)において、元従業員による金銭横領が行われていた事実が判明したことを受けて、2022年2月8日に、本件に係る事実関係の解明、発生原因及び問題点の調査分析等を行うために、当社取締役監査等委員を委員長とし、外部の弁護士・公認会計士等を履行補助者とする社内調査委員会(以下「本調査委員会」という。)を設置いたしました。

本調査委員会による調査の結果、元従業員による金銭横領及びこれを隠蔽するための架空仕訳の計上等の事実が確認されました。

本調査委員会による調査結果に伴い、当社は、影響のある過年度の決算を訂正するとともに、2020年3月期及び2021年3月期の有価証券報告書ならびに2021年3月期第1四半期から2022年3月期第2四半期までの四半期報告書について、訂正報告書を提出することいたしました。

本件の直接的な原因は、当該子会社の総務部門における長期にわたる経理業務の属人化・権限の集中化、現金の集金・入金に係る業務フローにおける欠陥、振込送金業務における経理規程の不遵守、所属部署内における監督・牽制不足、内部統制一般に係るルール化及びその浸透に係る不十分さであり、また、そのような事態が生じた背景的な原因として、当該子会社の総務部門が所管する職務に見合う人材の不足、当社による子会社与信判断時における油断、監査業務(監査役監査/グループ内部監査)における問題意識の希薄さ等が挙げられます。

以上のことから、当社は、当社グループにおいて内部統制が有効に機能していなかったと判断し、全社的な内部統制、決算・財務報告プロセス及び業務プロセスにおける内部統制の一部に開示すべき重要な不備があるものと認識しております。

2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、当事業年度の末日までに是正されなかった理由は、本調査委員会から調査報告書を受領した2022年3月14日から事業年度の末日までに再発防止策(詳細は、2022年5月12日付「当社子会社における不正行為に係る再発防止策の策定に関するお知らせ」(以下「同リリースレター」という。))をご参照ください。)の徹底を図る期間を十分確保できなかったためであります。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、当社グループにおける財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、本調査委員会の報告を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

- ①職務分掌や人事ローテーション、システムによる牽制機能を設定し、内部統制を強化する。
- ②コンプライアンス教育により経理規程遵守を徹底する。
- ③当社による子会社与信業務について、リスクの高い子会社に対して重点的・実効的な審査を行う意識の醸成及び体制構築を進め、管理体制を強化する。
- ④監査役監査及び内部監査業務における監査の深度を高め、監査対象となる会社毎の特性・実態に即して監査計画・重点監査項目を検討し、監査業務を実質化する。

なお、再発防止策の詳細については、同リリースレターをご参照ください。

4. 連結財務諸表及び財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、すべて財務諸表及び連結財務諸表に反映しております。

5. 連結財務諸表及び財務諸表の監査意見

適正に表示しているものと認められました。

以 上